

長浜市告示第218号

長浜市建設工事監督要綱（平成18年長浜市告示第114号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第6条第1項第1号中「副参事」を「課長代理級」に改め、同項第2号中「主査」を「主査級」に改め、同項第3号中「技師補」を「技師」に改める。

第10条中「早急に事故発生報告書（様式第3号）」を「別に定める長浜市建設工事の事故報告マニュアルに基づき、必要な対応を指示し、当該マニュアルに定める書類」に改める。

様式第3号を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。